

国家戦略特区はチャレンジの場 フルスピードで 規制改革の推進を

国家戦略特区PT (2014年度)
委員長／隅修三

(インタビューは7月1日に実施)

規制改革の推進に向けて、国家戦略特区の取り組みが進んでいる。だが、現在までの歩みは必ずしも順調とはいえない。本年4月に国家戦略特区のこれまでの進捗に関する中間総括を意見としてまとめた隅修三委員長が、現状の課題と対応策について語った。

隅修三 委員長
東京海上日動火災保険 取締役会長

1947年山口県生まれ。70年早稲田大学理工学部卒業後、東京海上火災保険入社。2004年常務取締役、05年専務取締役、07年取締役社長を経て、13年取締役会長、現在に至る。07年7月経済同友会入会。14年度幹事、15年度より副代表幹事。13年度国家戦略特区PT座長、14年度国家戦略特区PT委員長、15年度地方創生委員会委員長。

スピード感が欠如している

昨年1月のダボス会議で、安倍晋三首相は、国家戦略特区で岩盤規制に穴をあけることを世界に向けて宣言しました。そして、2014～2015年度の二年間を集中取り組み期間として、国家戦略特区がスタートしました。そのような中で、私たちは、国家戦略特区に指定された東京圏が「目指す姿」について、昨年4月に提言『経済成長への突破口となる国家戦略特区の積極的な活用を』を発表しました。

その後、特区の活用に取り組む自治体・企業・有識者へのヒアリングを重ね、進捗状況について検証した結果、すでに一年が経過した現時点で「スピード感」が欠如していることを強く感じました。また、「取り組み姿勢」の観点からも大きな問題があることを実感したのです。

全国6カ所の特区では、それぞれ区域会議が開催され、区域計画の認定に向けた作業が進んでいますが、総じて進捗が遅いと言わざるを得ません。2014

年5月に、6カ所の特区において、合計34の規制改革項目に関し、特区を活用して事業を行う方針が決定しました。しかし、一年後の本年4月時点で、実施する事業が決まっていないものが、半分の17項目にも及んでいました。世界の中で競争力のあるビジネス環境にしていくには、二年間の集中取り組み期間中に、もっと大胆に国家戦略特区の活用を進めるべきです。

審査・承認のスピードアップで 新産業の創出につなげよ

特区を活用して新産業を創出するには、審査・承認のスピードアップや、必要な法改正の早急な実施が求められます。しかし、日本の認可当局には、前例がないことに対して何か起きたときに責任を取りたくない、という保守的な体質、姿勢があるように感じます。例えば、筑波大学の山海嘉之教授が創設したベンチャー企業が開発したロボット医療機器「HAL」は欧州で日本より先に医療機器として承認され、ドイツでは労災保険の適用対象にも認定されました。審査・承認のスピードが遅い

と、せっかく日本で生まれた最先端技術が海外で先行して事業化されてしまいます。これでは日本で新産業を創出することはできません。

本年6月には、政府が先進的な医療機器の審査期間を特区で短縮できる新制度を導入する方針を固めました。このような動きがさまざまな分野で進むことを期待しています。

「実験場」である特区に 失敗はつきもの

あらためて、特区をチャレンジする場として再認識すべきです。特区とは、特に岩盤の固い規制を、地域限定でまずは試しに緩和し、成果を評価するとともに、その弊害や副作用について検証するものです。つまり、規制改革の「実験場」なのです。そして、実験には失敗がつきものです。失敗を恐れてはなりません。むしろ、その経験を将来の糧にすべきなのです。シリコンバレーでは失敗は当たり前であり、その経験を次に活かすことで成長しているのです。特区においても、失敗を恐れず果敢に挑戦する姿勢が重要です。



特区の活用により 持続的成長と地方創生を

持続的成長を実現するには、企業が十分に能力を発揮できるビジネス環境の整備が必要です。そのためには、首相の強いリーダーシップの下で官民が一体となって、特区を活用し規制改革を進めるべきです。

さらに、地方創生と特区の取り組みの連携も不可欠です。これからは都市部の国際競争力を強化するとともに、地方の安定した循環型経済を確立しなければなりません。この二つが両立してこそ、真の日本の発展があると考えます。特区を活用して新たなアイデアで地方創生に取り組む自治体を、税制面・財政面で優先的に支援することにより、地方創生を促進すべきです。

今年度私が委員長を務める地方創生委員会は、東京からの視点だけではなく、全国44の経済同友会とも連携しながら、民間企業に何ができるのか、具体的なアイデアを出し、それを一つでも多く実行し、地方創生の実現に向けて前進していきたいと思っています。

意見書概要(4月23日発表)

国家戦略特区を問い直す

—特区のキーワードは“実験場”と“失敗の容認”—

はじめに

特区の集中取り組み期間の折り返し地点となる現時点で中間総括を行い、課題と対応策を示す。

I フルスピードで規制改革の推進を

①スピード感の欠如

- 区域指定から初回の区域計画認定までに時間を要したこと、区域計画における事業認定が進んでいないなど、特区の進捗は総じて遅い。
- 世界が特区に注目していることを意識しなければならないが、現状ではダボス会議で安倍首相が国際公約した特区へ懸ける思いを、関係者が十分に活かしきれていない。
- 東京圏の特区は2014年4月の国会提言で示した「目指す姿」の実現に対して、ようやく二合目辺りまで来たというのが実感

であり、取り組み強化が必要。

②スピードアップに向けた取り組み

- できるだけ早く進捗状況を国民に周知すべき。進捗が遅れている場合はスピードアップを図るための施策をまとめる。評価結果に応じて、区域計画の認定取り消しや特区の指定解除等の措置により進捗を促すべき。
- 岩盤規制を突破し、より多くの規制改革項目が迅速に決まるように、特区ワーキンググループの運営体制を強化すべき。(分科会設置、事務局定員増等)

II 特区を国際的な“実験場”として新産業の創造を

①特区の取り組みに求められるもの

- 特区を生きたものにするためには、核となる新産業の創出につながるように、審査・承認の迅速化や必要な法改正の早急な実施が求められる。
- 審査・承認を迅速化しなければ、新産業を創出・育成することは難しい。CYBERDYNEの医療機器「HAL®医療用」は最初に日本で承認に向けた取り組みを開始したが、欧州で先に承認された。ドイツでは労災保険の適用対象に認定済み。
- 地方創生特区での自動走行や無人自動飛行(ドローン)の実証実験に向けて、電波法、航空法、道路交通法などの特例を追加する

特区法の法改正を早急に行うべき。

②“実験場”として特区を再認識すべき

- “最先端技術の実験場”として、特区で実証実験を先行的に行えるようにすれば、世界中から独創的な技術を持つ企業と人材が集まり、資金も集まる。
- “規制改革の実験場”として、特区で規制改革を試行し、メリット・デメリットを計測し、問題があればやり方の見直しを行うべき。
- 地方創生の取り組みと特区の取り組みの連携は不可欠であり、集中取組期間終了後の2016年度以降も区域指定や規制改革項目の追加を可能にすべき。

おわりに

特区では失敗を恐れずチャレンジすることが重要である。首相から「失敗しても良いから特区でチャレンジせよ!」という強いメッセージが発信されることを期待する。

※詳しくは、<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2015/150423a.html>